

新潟県盲教育史

—明治・大正期における高田盲学校を中心にして—

河 合 康*

(平成4年4月30日受理)

要 旨

高田盲学校は、京都盲啞院、東京の楽善会訓盲院について、日本で3番目に古い歴史を有する盲学校であるが、その始まりは、眼科医大森隆碩が1886(明治19)年に「訓盲談話会」を組織したことにある。1888(明治21)年には同会を改組拡充して「盲人矯風研技会」と改名した。1889(明治22)年より、学校設立の認可を県に申請したが、1891(明治24)年の4度目の申請によってようやく認められ、校名を「私立訓矇学校」とし、1900(明治33)年には「私立高田訓矇学校」と改称した。当時の指導科目は、読み書き、算術、地理、歴史、音楽、鍼治、按摩などであった。初期は凸字による指導が主流であったが、1893(明治26)年より徐々に点字指導へと移行していった。設立当初から、学校経営は経済的に困難を極め、何度も学校を移転せざるをえない状況にあったが、こうした危機を救済したのは慈善家や篤志家による寄付であった。1915(大正4)年には、「私立高田盲学校」と改称し、1916(大正5)年より、県内のその他の盲啞学校と協力して、県立移管への運動を展開した。全国レベルでは、1923(大正12)年に制定された「盲学校及聾啞学校令」により、盲学校と聾啞学校を分離して設立し、県立に移管すべきであることが明記された。高田盲学校もこれに従って県立への移管の申請を1924(大正13)年と1925(大正14)年に行ったが認可されなかった。結局、県立への移管は第二次大戦後の1949(昭和24)年まで待たねばならなかった。

KEY WORDS

Niigata Prefecture

新潟県

blind 盲

Takada School for The Blind 高田盲学校

1 はじめに

日本の組織的な盲教育の始まりは、1878(明治11)年の京都盲啞院と1880(明治13)年の東京の楽善会訓盲院にある。京都盲啞院は古河太四郎や遠山憲美らの民間人の運動が府当局の政策を促進した結果誕生したものであり、一方、楽善会訓盲院は、宣教師で医師のヘンリー・フォルズ(Faulds, H.), 中村正直, 古川正雄, 津田仙らの明六社社友が楽善会を組織して、運動した結果設立されたものである¹⁾。1887(明治20)年代以降、その他の府県にも盲啞学校が設立されてくるが、いずれも私立学校で小規模であり、その経営は慈善家や篤志家の寄付によるところが大きかった。

* 障害児教育講座

一方、新潟県の盲教育の歴史をみてみると、京都、東京に続いて高田盲学校が日本で3番目に設立されている。その他にも新潟県内に、明治時代に、新潟盲学校、長岡盲学校、中越盲学校、新発田訓盲院、と合計5つもの盲教育機関が設けられている。明治の末期、日本全体で盲啞学校は57校を数えるのみであったこと、並びに、盲啞学校を1校も有していない府県が全国で16もあった²⁾という事実をみてみると、新潟県の盲教育の展開は注目に値するものがあるといえよう。そこで本研究では、今後、新潟県における盲教育史を研究する第一段階として、まず、新潟県で最初に設立され、しかも日本で3番目に古い歴史を有する高田盲学校に焦点を当て、草創期である明治・大正期を中心にその実態を検討することを目的とした。

2 新潟県における盲教育の展開

高田盲学校の歴史を検討する前に、まず新潟県内の盲教育の展開を概観してみる³⁾。

2.1 新潟盲学校

新潟盲学校は、1885(明治18)年10月に盲人関口寿昌が、従来の徒弟制度による鍼灸師の養成から学校教育による教育への移行の必要性を痛感し、盲人教育会を発起したのが始まりである。講師には鏡淵意伯が招かれたが、明治27年関口が没すると盲人教育会も閉鎖した。しかし、1902(明治35)年に鍼灸業取締規則が改正され、試験に合格しなければ開業できなくなり、受験のための教育機関が必要となった。鍼治組合は、学校設立委員会を設け、さらに、関口、鏡淵の門下生や市衛生会理事の鏡淵九六(意伯の子、医師)や長谷川一詮(医師)が学校設立に奔走した。その結果、1904(明治37)年に新潟市東堀8番町蛸雪校の一部を借り、鏡淵、長谷川を講師として形ばかりの授業を始めた。

1905(明治38)年、新潟貯蓄銀行が創立10周年記念慈善事業として3万円を市に寄付し、市はその利子の半分の約千円を慈善事業に当てることにし、事業計画を募集した。50余りの募集があったが、審査の結果、貧民学校と盲啞学校の2つが残り、この中から1つを選ぶことになった。両者の推進派との間で大論争がくりひろげられたが、結局東京盲啞学校長小西信八の力添えにより、1906(明治39)年1月19日、盲啞学校設立案が採択された。1907(明治40)年7月17日、県知事の認可を得て「私立新潟盲啞学校」とし、同年10月2日に市内医学町通り一番町の民家を借り、教職員2名、盲生19名、啞生8名により同年10月10日開校した。

1910(明治43)年2月28日に文部大臣の認可により財団法人新潟盲啞学校となり、同年5月10日に西堀通り3番町に新築移転した。1922(大正11)年に県に移管し、盲・聾を分離し、県立新潟盲学校となった。1923(大正12)年の「盲学校及聾啞学校令」により、初等部6年、中等部鍼灸科4年となり、1925(大正14)年に鍼灸科別科2年課程が設置された。

2.2 長岡盲学校

長岡盲学校は、金子徳十郎が長男を東京盲啞学校に入学させるために上京して、小西信八校長に相談した際、小西から長岡に盲啞学校を設立することを勧められたのが始まりである。金子は長岡に戻ると直ちに、長岡在住の盲啞者数を調査し、協力者を求めて資金集めに努力し、5年間運営するに足る資金を集めた。また、学校経営や教育課程については小西校長の指導を

受けた。こうして、1905(明治38)年3月8日に学校設立を県に請願し、同月10日、学校設立の認可を得た。同年4月15日、山田音二郎を校長として、また、東京盲啞学校教員練習科を卒業した高取易太郎を訓導として、盲生6名、啞生7名で授業を開始した。指導教科は、修身、国語、算数、図画、体操であったが、1908(明治41)年2月学則を改めて、修業年限を普通科、技芸科とも5年、鍼灸専修科は3年とした。生徒数は2市1郡58名であった。盲生の普通科教科は、修身、国語、算数、地理、歴史、理科、唱歌、体操であり、技芸科は音楽と鍼按を、また鍼按専修科は鍼按のみを学習した。1928(昭和3)年4月県立長岡盲学校の認可を得て、県立長岡聾学校内に併設された。1945(昭和20)年3月新潟県立新潟盲学校に移管され、県立長岡盲学校は閉校した。

2.3 中越盲学校

中越盲学校の始まりは、刈羽郡鍼灸治組合が1906(明治39)年10月1日に宮川文平(医師)を中心に、柏崎町に柏崎鍼按講習所を設立して、盲人の教育を開始したことにある。1908(明治41)年10月6日に私立中越盲啞学校の認可を得て、1909(明治42)年妙行寺境内七面堂で宮川文平を校長として開校した。その後、連隊区司令部跡地や柏崎神社大門へと移転した。修業年限は設立当時は3年であったが、1910(明治43)年に5年間に延長された。1911(明治44)年に鍼灸治組合が解散した後、経営はすべて宮川に移管され、1912(明治45)年7月に県の指定校となった。1921(大正10)年4月の時点で盲生は13名であり、普通科と技芸科を置き、どちらも修業年限は5年、授業時数は1週24時間であった。普通科は、修身、国語、算術、地理、歴史、理科、唱歌、体操を、また、技芸科は、按摩、解剖、生理、病理、鍼、鍼治学を課していた。1922(大正11)年に新潟盲学校と長岡聾啞学校が県立に移管された後、1923(大正12)年に閉校した。

2.4 新発田訓盲院

新発田訓盲院は、1910(明治43)年に新発田市の牧師城戸新石が、高田、柏崎、長岡、新潟にはすでに盲啞学校が設立されているが、自分の地域にはこの種の学校が存在しないことを憂い、盲人教育の必要性を痛感し、高山誠治、森田新庵と共に、訓盲院設立のために努力したことに始まる。彼らは、長谷川昌敬、渋谷民吉らの協力を得て、寄付を募って資金を集め、1910(明治43)年11月27日に八軒町城戸宅で開院式を行った。初代院長は長谷川昌敬であった。校舎は初めは城戸の居宅で、次に寿昌寺、大善寺、五泉屋の機場、東林庵へと、そして再び大善寺へと転々とした。院の経営はすべて慈善家や篤志家の寄付に依っており、院の維持運営は困難を極めた。そのため講師の一部を除いてその他の者は名誉職で無給であった。生徒数は開院以来16~17名であり、学科は普通科と技芸科からなっていた。普通科は修身、国語に重点を置き、点字教科書を用いており、技芸科は按摩、鍼灸治療術、技芸実地を主に指導していた。しかし、同院は小学校令による認可を得ておらず、当時の統計調査からはずされていた。1923(大正12)年3月に新潟盲学校が県立移管したのに伴って同院は閉校し、新潟盲学校に移管された。

3 高田盲学校の歴史

ここでは、高田盲学校の歴史を明治期と大正期という区分にしたがって検討してみる⁴⁾。

3.1 明治期

新潟県高田町の眼科医大森隆碩は、自らが、失明するばかりになったことが動機となり、盲人教育の必要性を痛感し、同士の杉本直形、小池玄育らに呼びかけ、1886(明治19)年11月5日に30余名で盲人救済会「訓盲談話会」を組織し、翌年1月30日に、光樹寺において発会式を挙げた。1888(明治21)年11月3日には、山本貞治、丸山謹静の主唱によって、「訓盲談話会」を改組拡充して、「盲人矯風研技会」と改名した。同会の設置趣意書には、次のように記されていた。

『世ニ不幸ノ者何ソ限ラン然レモ未タ盲啞ヨリ甚タシキハナカルベシ然リ而シテ此盲目ノ徒生間最モ多ク且概子貧賤ニシテ悲惨ノ境ニ陥ラサルモ稀ナリ故ニ盲目者ハ日夜東西奔走シ僅ニ活路ヲ求ルニ汲ヲトシテ未タ曾テ一科ノ學事ヲ研究シ各自ノ智識を開發シ以テ将来ノ生業ニ資スルノ道ナク空シク艱難病苦ノ中ニ生涯ヲ送ルノミナラス父母兄弟ヲモ共ニ不幸ノ海ニ沈ムルノ止ヲ得サルニ至ル豈不幸可憐ノ極ナラスヤ

抑我邦ニ於テ古來盲人ノ業トスル所ハ専ラ針按音曲等ニ過キス而シテ維新以降文學日ニ盛ニ月ニ進ミ醫術モ亦大ニ開ケ尋テ鍼按療術ノ奧妙ヲ得タルト殊ニ音曲ノ優美ヲ究メタル今時ニ於テ我輩盲人ノ專業トモ云フヘキ針按技藝ニ至リテハ以前舊習ヲ守リテ進化ヲ計ラス今ヤ將ニ其陋ニ堪サラントス若シ此時ニ當テ漫然之ヲ措カン焉ソ臍ヲ嚙ムノ悔ナカラシヤ苟モ茲ニ鑒ミルモノハ協力同心以テ勵シ以テ勉メ之カ改良ヲ謀ラサルヘカラサルナリ西諺ニ曰ク艱難汝ヲ玉ニスト要スルニ百折屈セス千挫撓マシテ勉勵盡力セハ針按療術一層ノ隆盛ヲ見ルニ至ルハ敢テ難事ニアラサルナリ豈盛ナラスヤ豈愉快ナラスヤ今ヤ明治ノ旻代ニ際シ文運ノ發輝ニ會シ特リ盲人ノミ固陋ノ舊態ニ安シ社會ノ進歩ニ後レ殆ント厄介物視セラル其罪果シテ何ニ歸スヘキソ嗚呼視官其効ヲ奏スル能ハサルモ心事未タ必ラスシモ盲セス之ヲ導キ之ヲ教ユレハ則チ智識才能ヲ開發シ其成業ヲ見ルハ期シテ俟ツヘキ所ナリ於是我輩盲人同志相謀リ矯風研技會ヲ設置シ學事針按等ヲ研究シ從來ノ幣習ヲ一洗シ各自ノ生業ヲ立テ併セテ社會ノ進歩ニ後レス聊カ天恩ノ萬分ニ奉答セント欲ス仰キ願クハ世上博愛ノ君子我等ノ微衷ヲ洞察シ補成翼賛セラレコトヲ至望至請ニ堪サルナリ』

このように、趣意書では、研技会を設置して学問や針按術の研究を進め、盲人が生業を立てられるように盲人教育を充実させる必要があることを強く訴えていた。

同会は改名するとただちに、盲児を募り、組織的に、鍼按や琴などの指導を開始した。そして、1889(明治22)年10月には、上越教育会と協議の上、校名を「盲人矯風研技会付属訓練学校」とすることになった。同校は、普通科、技芸科(按摩、鍼治)の2課程を置き、修業年限を4年とした。指導は、凸字を使用し、点字は用いていなかった。2カ月後の11月には、上越教育会に指導法と学校運営の監督を依頼し、6名の委員が、毎週木曜日に交互に來校した。そして半年後の1890(明治23)年4月22日、上越教育会より以下のような答審があった。

1. 講話中、生理、歴史等の教授は暗誦を廃し、名義の通り講話を以て教授とすべきこと
1. 講話中、理科、地誌は教授法の整うまで教授せざること
1. 作文は、言文一致となすべきこと。但し仮字用法は不正ならざるよう注意すべきこと
1. 算術は、心算を主とし、珠算を交うべきこと

一方、校名を「盲人矯風研技会付属訓練学校」とした1889(明治22)年10月に、直ちに大森隆碩らが、学校設立の認可を県に請願した。この時は組織不完全を理由に却下され、3カ月後の1890(明治23)年1月、組織を改め再度申請したが、今度は教科書が不備であることを理由に退けられた。同年3月に、三たび申請したが、今回は施設設備その他が不適の故を以て却下され

た。そこで、施設設備を整え、かつ東京盲啞学校の指導を受けて教材教具を充実させ、1891(明治24)年6月3日、4度目の学校設立認可の件を申請した。それは、「私立訓蒙学校設立願」と題して次のように記されていた。

『夫レ天下ノ究民ニシテ父母ノ頼ルベキナキ幼弧アリ子弟ノ恃ムヘキナキ老衰者アリ抑又跛蹇病癡狂盲啞等ノ不具者アリ之レ皆ナ憐ムヘキ者ト雖ドモ就中盲啞ノ如キハ不幸中ノ不幸ト云フヘシ然レドモ啞者尚慰ムル所アリ盲人ニ至リテハ死ヲ措キテハ之ニ加フル者無ルヘシ而シテ死ハ不幸ノ極ト云フヘシ生アル者早晚必ス免ル可ラサル不幸ニシテ如何トモスヘカラス去レハ不幸ノ極寧ロ盲人ニ在リト云ハンカ豈慨歎ニ堪ユヘケンヤ而シテ世人往々之レヲ度外ニ措キ復タ共ニ齢スルコトヲ欲セス況ンヤ教養ノ道ナキニ於テヲヤ此ヲ以テ天賦ノ資性ヲ發達スル能ハス今ヤ明治ノ照代ニ際シ文運ニ會シ恃リ盲人ノミ固陋ノ四態ニ安シ社會ノ進歩ニ後レ殆ント厄介視セラル其罪果シテ何ニ歸スヘキノ嗚呼視官其効ヲ奏スル能ハサルモ心事未タ必スシモ盲セス之ヲ導キ之教ユルハ智識才能ヲ開發シ其成業ヲ見ルハ敢テ難キニ非サルヘシ於是自分等同志相謀一学校ヲ設立シ東京盲啞学校ニ倣ヒ或ハ同校ニ就テ親シク參觀シ或ハ疑義アレハ同校ニ質シ或ハ同校ノ規則ニ倣ヒ以テ前条ノ目的ヲ達シ盲子弟ヲシテ聊カ天恩ノ萬分ノ一ニ報ヘント欲ス依之縣令甲第五十号ニ準シ別紙相添出願仕候間何卒御認可被成下度此段奉願候也

中頸城郡高田町字新須賀区家主

塚田菅彦代理

塚田ヨレ

同郡同町同字

私立訓蒙学校設立者総代

大森隆碩

明治廿四年
六月三日

この学校設立認可の申請に対して、1891(明治24)年7月22日に、ついに新潟県知事より認可証を得て、校名を「私立訓蒙学校」と改称し、大森隆碩が設立者兼校長の任にあたった。認可がおりた背景としては、前年の1890(明治23)年の小学校令の第40、41条で盲啞学校の設置及び廃止が規定され⁵⁾、また、同令第42条に基づく「幼稚園図書館盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校及私立小学校等ニ関スル規則」の第2～4条で盲啞学校教員の資格、任用、解職が明記され⁶⁾、国内における盲啞学校の制度上の基盤が徐々に整備されてきたことが挙げられる。

同校は、認可されると直ちに新須賀町の民家を借り、生徒数12名で授業を開始した。同年7月30日には、普通科教員として滝見直樹と栗原トヨ子を、また鍼按科教員として丸山謹静を招いた。当時は修業年限は4年で、普通科と技芸科が設けられていた。前者は修身、講話、国語、算術、理科から、後者は鍼治と按摩からなっており、週の授業時数は36時間であった。入学年齢は11歳以上とされ、入学条件として、「身体強壯ニシテ獨歩ニ堪ユル者」とされており、条件が厳しかったことがうかがわれる。また、毎月、一定の月謝が課せられており、貧困者の多くが就学困難であったことが察せられる。

こうして学校は設立されたが、開校当初から経済的に行き詰まり、翌年の1892(明治25)年6月には、高田米南教校(大谷派仏教院)へ校務を依託せざるをえなくなった。しかし4カ月後の10月30日、慈善家の援助を得て、高田町府古区に民家を借り、11月よりここで授業を再開することとなった。

同年12月、米人宣教師ダンロップが本校を見学し、その経営困難を知り、毎月金6円ずつ寄付することとなり、これにより学校経営はやや安定することになった。この寄付は、1900(明治

表1 明治期における卒業生数の推移

		男	女	計
第1回	1895(明治28)年	2	0	2
第2回	1898(明治31)年	2	1	3
第3回	1901(明治34)年	1	0	1
第4回	1902(明治35)年	1	0	1
第5回	1904(明治37)年	2	0	2
第6回	1905(明治38)年	1	0	1
第7回	1906(明治39)年	2	1	3
第8回	1908(明治41)年	2	0	2
第9回	1909(明治42)年	4	0	4
第10回	1910(明治43)年	3	0	3
第11回	1911(明治44)年	2	1	3
第12回	1912(明治45)年	2	2	4
	計	24	5	29

33)年6月まで実に7年7カ月の長期にわたって続けられ、学校運営に大いに寄与した。ダンロップは寄付の他にもカタ仮名およびローマ字凸字の聖書ルカ伝7冊を寄贈するなど、教材についても種々の援助を行った。

1893(明治26)年5月1日には、校舎を高田町相生町の民家に移転した。また同年6月に、丸山謹静が東京盲啞学校において各教科の指導法、点字⁷⁾の書き方の指導を受け、点字機を購入して帰校した。これ以後、凸字による指導から点字指導へと移行することになった。丸山は、翌年の3月にも東京

盲啞学校を訪れ、西洋按摩、鍼灸指導法の講習を受け、さらに点字の西洋按摩学、鍼科全書などを購入した。

1895(明治28)年4月には、松本常が東京盲啞学校、横浜弘道会付属講習学校、キリスト教訓盲学校の施設設備、教材教具、指導技術を見学し、本校における教授法の改良の必要性を痛感し、帰校後この点を主張した。彼は、6月にも東京盲啞学校に出向き、校長小西信八の指導を受け、点字教科書数冊を持ち帰っている。

同年5月7日には、初めての卒業生2名を送りだしている。表1は、明治期における卒業生の推移を示したものである。開校当初は、卒業生は2、3年おきであったが、第3回目より、ほぼ毎年卒業生を出していることがわかる。明治45年までに29名を送り出しているが、そのうち、24名が男子で圧倒的に多くなっている。1896(明治29)年には、借り受けていた校舎が家主の都合で明け渡さなければならなくなった。そのため移転に必要な資金を得るため、職員が努力し、約100円を慈善家より得ることが出来た。その資金で、相生町の2階建ての民家を校舎として買い受け、その他の機器や教材も購入した。経済面での援助を得るため、1897(明治30)年4月7日、大森隆碩らが、学校運営維持金を県に申請し、同年10月5日に県知事より認可されている。

1898(明治31)年1月には、大森校長が、東京盲啞学校、横浜訓盲院を見学し、帰校後、教科書の全面点字化を実施し、同年11月には、東京盲啞学校より点字機を9台購入した。これにより、全員の生徒が点字機をもつことになった。

1900(明治33)年には、校則の変更を県に申請し、5月7日に県知事より認可され、校名を「私立高田訓蒙学校」と改めた。この後、設立者で校長である大森が病のため職を辞し、同年7月23日に校長兼代表者として杉本直形が知事より認可された。

この時期の教育内容を「私立高田訓蒙学校規則」からみてみると、表2-1、2-2に示すように学科は、普通科と技芸科からなり、修業年限は5年であったことがわかる。毎週の授業時間数は、普通科22時間、技芸科6時間であった。普通科は、修身、国語、算術、地理、歴史、

表2-1 普通科課程表

計	体操	唱歌	理科	歴史	地理	算術	語 國					修身	学年週時	
							覚方	話方	読方	綴方	書方			
一一二	三	二			二	五	八					二	毎週 時数	
	遊戯	平易ナル 単音唱歌			郷土地理 大意	百以内ノ数ノ 範囲内ニ於ル 計方點字ノ 書方及ヒ 加減乗除	練習 觸聴覚ノ	談話 練習	発音 矯正	單句 點字	單語 單句	點字	人倫道德 ノ要旨	第一学年
一二二	二	一	二	二	二	五	六					二	毎週 時数	
	美容術	同上	理科ノ 大意	日本歴史 ノ大要	日本地理 ノ大要	同上 千以下	同上 練習	同上	同上	單文 點字	同上	同上	同上	第二学年
一二二	二	一	二	二	二	五	六					二	毎週 時数	
	普通体操	同上	動植物 ノ大意	同上	同上	通常ノ 加減乗除	同上 練習	同上	同上	同上 普通文	近易ナル 普通文	同上	同上	第三学年
一二二	二	一	二	二	二	五	六					二	毎週 時数	
	同上	同上	然及ヒ自 然ノ現象	同上	萬國地理 大要	同上 簡易ナル 少数	同上	練習	談話	同上	同上	同上	同上	第四学年
一二二	二	一	二	二	二	五	六					二	毎週 時数	
	同上	同上	同上	同上	同上	同上 簡易ナル 分数	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第五学年

理科，唱歌，体操の8科で，国語はさらに書方，綴方，読方，話方，覚方に分かれていた。技芸科は，按摩，鍼治，音楽の3つからなっていた。

この時期は，資金面で種々の援助が得られた。まず，1900(明治33)年6月には中頸城郡長中村正彦より100円を得，翌7月には東本願寺分院と各宗寺院より，経常費として年36円の補助を受けることになった。また，1901(明治34)年5月には，高田師範学校長阿多広介らが訓蒙慈善会を組織し，同会が年額48円を寄付することが決まった。また，訓蒙慈善会は，同年7月30日に，上越市出身で東京盲啞学校設立の発起人でもある前島密を招き，高田師範学校で講演会を開催した。ここで前島は，盲啞教育の必要性を強く主張し，この講演会の収入が全額寄付されることになった。

また，本校を見学に来る者もこの時期から増えてきた。1900(明治33)年9月9日には，中頸城郡視学福原采治が，翌年5月には新潟県知事柏田盛文が視察している。また，1904(明治37)年9月16日には，小西信八が啞生を1名連れて本校を視察し，懇談会を開いている。

表2-2 技芸科課程表

計	音楽	鍼治	按摩	学科 学年
六	三		三	時 毎 数 週
	琴 表組		ノ手法 大意解剖	第一 学年
六	二	二	二	時 毎 数 週
	同 裏組	刺 方ノ一	生理解 剖大意	第二 学年
六	二	二	二	時 毎 数 週
	同 中組	同上 一	同 按 腹術 上	第三 学年
六	二	二	二	時 毎 数 週
	同 中奥組	同上 三	ジマッ サ一 病理 大意	第四 学年
六	二	二	二	時 毎 数 週
	同 同上	実 地演 習	実 同 地 上 演 習	第五 学年

校若クハ講習所ノ卒業證書ヲ添へ住所地ノ地方長官（東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ做フ）ニ願出テ免許鑑札ヲ受クヘシ」とされ、後者の第1条でも按摩に関して同様の規定がなされた。1912（明治45）年7月5日には、新潟県告示第295号により、本校が両規則の第1条所定の学校に指定され、これにより、本校の卒業生は無試験で免許鑑札が得られるようになり、卒業生には有利な条件が整えられることになった。

3.2 大正期

大正時代になっても、学校経営は寄付金や慈善興行金に依るところが大きかったため経済的困難は一向に解消しなかった。そのため県費補助金や市費補助金を毎年のように請願せざるをえない状況であった。その原因はとりもなおさず私立であることにあった。1915（大正4）年には校名を「私立高田盲学校」と改名しているが、翌1916（大正5）年6月には、新潟県内の盲学校関係者が新潟盲学校に集まり、私立の盲啞学校を県立に移管する運動を起すことに決まった。高田盲学校からは校長宮越辰太郎が自ら出向き、他の盲啞学校関係者4名とともに県庁に

1906（明治39）年4月には、渡辺豊治が鍼按科教員として赴任した。彼は、本校では初めての東京盲啞学校教員練習科⁸⁾の卒業生であり、これにより、新しい指導が開始されることになった。翌年の1907（明治40）年には「高田訓蒙学校」と改名している。

1909（明治42）年9月1日に、上寺町の天崇寺境内に校舎を新築し、移転した。総坪数2階建109坪5合、建設費2,226円10銭であった。このうちの半額以上の1,183円37銭は同年の3月から9月の間に慈善家や篤志家から寄せられた寄付によるものであった。

翌1910（明治43）年には高田訓蒙学校創立20周年記念式典が催された。その場で県内5校の盲啞学校長が初めて顔を合わせることになり、毎年順番に各学校で協議会を開催することが申し合わされ、翌年から実施された。協議会の主な議題は教育・指導に関する諸問題であったが、1916（大正5）年以降は、後述する県立移管運動を推進する原動力となった。

一方、1902（明治35）年の鍼灸術取締規則の改正に伴い、鍼灸術開業に際しては試験が課せられることになった。これに対して、全国の盲教育界は東京盲啞学校長小西信八、京都私立盲啞学校長鳥井嘉三郎、私立大阪盲啞学校長古河太四郎を中心にして、1906（明治39）年10月23日に文部大臣に盲人保護を訴え、「盲啞学校設置基準則の建議」を提出した。その内容は、官公立盲人学校鍼治、マッサージ、按摩科の卒業生には、無試験にて営業を許可し、更に内務省より全国普通免許状を下付すること、及び私立の盲人学校の鍼治、マッサージ、按摩科の卒業生には、調査の上無試験にて営業を許可することであった。こうした建議が結実し、1911（明治44）年8月14日に「鍼術灸術営業取締規則」と「按摩術営業取締規則」が公布された。前者の第1条で、「鍼術又ハ灸術営業ヲ為サムトスル者ハ試験合格證書又ハ地方長官ノ指定シタル学

表3-1 初等部課程表

種別	学年	国語	算術	歴史地理	理科	唱歌	手工	体操	計
第一学年	教授事項	道徳ノ要旨 作法	単語 語音 単語 単句 單文ノ讀ミ 書キ綴リ	五十以下ノ 加減 三十以下ノ 乗除		単音唱歌	簡易ナル 細工	遊戯体操	二八
	時間	二	一三	八		一	一	三	二
第二学年	教授事項	近易ナル 普通文ノ 讀方綴方	千以下ノ 加減 乗除			同上	同上	同上	二八
	時間	二	一三	八		一	一	三	二
第三学年	教授事項	同上	通常ノ 加減 乗除			同上	同上	同上	二八
	時間	二	一三	八		一	一	三	二
第四学年	教授事項	同上	同上	同上		同上	同上	同上	二八
	時間	二	一三	八		一	一	三	二
第五学年	教授事項	同上	小等数 諸等数	日本地理 日本歴史	植物 動物 植物 動物 自然現象 普通物理 学ノ現象	同上	同上	同上	二八
	時間	二	一〇	四	三	一	一	三	二
第六学年	教授事項	同上	歩合算	外国地理 日本歴史	同上	同上	同上	同上	二八
	時間	二	一〇	四	三	一	一	三	二

行き、県立移管の件を陳情した。同年11月には、中越盲啞学校長宮川文平の盲聾啞学校の県立移管の案が、県会で可決された。宮川の案は次の通りであった。

- (1) 新潟に県立盲学校、長岡に県立聾啞学校を設置し、新潟の聾啞部、長岡の盲部を廃して互いに移管する。
- (2) 高田盲学校は県内最古の歴史をもつので私立として存置し将来県立に移管する。佐渡にも分校を設置する。
- (3) 中越盲啞学校と新発田訓盲院は廃校とする。

表3-2 中等部課程表

計	実 習	鍼 灸	解剖生理衛生	体 操	国 語	修 身	学 科 目	種 別	学 年	学 科
		鍼 灸	解 剖	遊 戯 体 操	講 読 作 文	作 法	実 践 道 徳	教 授 事 項	第 一 学 年	鍼 按 科
二	四	一	二	四	三	四	一	毎 週 授 課 時 間		
		同 上	生 理	同 上	同 上	同 上	同 上	教 授 事 項	第 一 学 年	按 科
二	四	一	二	四	三	四	一	毎 週 授 課 時 間		
		マ ッ サ ー ジ	病 理	同 上	同 上	同 上	同 上	教 授 事 項	第 三 学 年	科
二	四	一	二	四	三	四	一	毎 週 授 課 時 間		
		同 灸 上	病 理 衛 生	同 上	同 上	同 上	同 上	教 授 事 項	第 四 学 年	
二	四	一	二	四	三	四	一	毎 週 授 課 時 間		

宮川の案が可決された背景には、宮川が中越盲啞学校長だけでなく県会議員も兼ねており、その影響が大きかったことが推測される。いずれにせよ、宮川案の(2)に示されているように、当時、高田盲学校の存在意義は関係者の間で高く評価されていたことがわかる。

宮川案に基づき、1922(大正11)年3月12日には新潟盲啞学校が、9日後の21日には長岡盲啞学校がそれぞれ県立移管した。1923(大正12)年には中越盲啞学校と新発田訓盲院がそれぞれ閉校し、宮川案の(1)と(3)は達成され、残すは(2)の高田盲学校の県立移管の問題だけとなった。

全国レベルでは、1923(大正12)年に「盲学校及聾啞学校令」⁹⁾が制定され、盲学校と聾学校を分離して設立し、県立に移管することが明文化された。同令に基づいて1924(大正13)年6月9日に新たに「高田盲学校學則」が文部省に認可され、初等部6年、中等部鍼按科4年とすることになった。入学資格は初等部は「年齢満十歳以上視力三分ノ一以下ニシテ心身共ニ健全ナルモノ」であり、中等部鍼按科は「年齢満十二歳以上視力三分ノ一以下ニシテ初等部卒業若クハ中途失明者ニシテ尋常小學卒業以上ノ學力ヲ有

シ心身共ニ健全ナルモノ」とされた。それぞれの学科目及び毎週時数をみても、表3-1、3-2に示すように、初等部は、修身、国語、算術、歴史・地理、理科、唱歌、手工、体操からなり週28時間、また、中等部鍼按科は、修身、国語、体操、解剖・生理・病理・衛生、鍼灸実習からなり週24時間となっていた。

「盲学校及聾啞学校令」の施行により県立移管は容易に実現するかに思われたが、実際は困難を極めた。1924(大正13)年11月に県に「縣立盲學校設置ニ関スル請願」を提出し陳情しているが、その内容は以下の通りであった。

『不具廢疾ノ故ヲ以テ國民教育ノ德澤ニ霑被スル能ハザル不幸可憐ナル盲啞者ヲ教養シ獨立自営ノ生活ヲナス良民タラシメント欲シ本邦ニ於テ盲啞教育ヲ開始セルハ京都ノ古川太四郎ナリ之ニ次デ東京ニ盲啞學校高田ニ盲學校起レリ篤志者故大森隆碩眼病ヲ患フルク一失失明セントスル程ノ重キニ際シ盲人教育ノ必要ヲ自覺シ明治廿一年我が高田ニ於テ初メテ盲教育ニ着手シ同廿四年認可ヲ得テ盲學校ヲ創立セリ之レ本縣ノ嚆矢ニシテ實ニ全國ニ於ケル第三次ノ美譽ナリトス爾來卅有餘年故杉本直形現校長宮越辰太郎等刻苦經營具ニ艱難ヲ嘗ム本縣曩ニ時代ノ進運ニ伴ヒ盲及聾啞學校ノ分立ヲ策シ大正十一年度私立盲啞學校ヲ移管シ新潟ニ盲學校長岡ニ聾啞學校ヲ設立シ該校入学者ニ学資補助ノ恩典ヲ定メラレタルハ慶賀惜ク能ハザル所ナリ然ルニ我が上越ノ地盲者ノ多数ナル岩船蒲原地方ニ次キ遙カニ中越地方ニ超越スト雖モ遠ク新

瀧ニ學ブカ如キハ不具ニシテ幼弱ナル兒童ノ難ズル所ナルヲ以テ学齡兒童ノ就学者其十分ノ一ニダモ達セズ光輝アル歴史ヲ有スル我が高田盲學校ハ獨リ移管ニ泄レ而モ資力薄弱ニシテ一昨年發布セラレタル學校令ニ準應スル能ザルノミナラズ其私立ナルガ故ニ教職員モ入学者ト共ニ既定ノ恩典ヲ蒙ルム能ハズ從ツテ其教育モ亦充實普及セザル憾ミアリ上越ニ於ケル不具癡疾ニ悲ム我等失明者ハ等シク治ヲ閣下ニ仰ギ希クハ閣下明察ヲ垂レ速カニ高田盲學校設立者宮越辰太郎等ノ提出セル願意ヲ御採用アリ本大正十四年度ニ於テ縣移管ヲ實現セシメラレ以テ是等無告ノ兒童ヲシテ共ニ昭代ノ恩波ニ浴セシメラレンコトヲ右謹ンデ悃願ス

恐惶謹言

大正十三年十一月

縣立高田盲學校期成同盟会會員 』

請願書では、上越地方には盲者が多いにもかかわらず、1923(大正12)年の「盲学校及聾啞学校令」が適用されず県立への移管がなされなかったため、教職員も入学者も補助を受けることができず、教育の充実普及が行われていない旨を述べ、県立への移管を強く訴えている。しかしながら、この県立移管の請願は認められなかった。翌年の6月にも再度「高田盲学校縣移管ノ儀ニ付請願」と題する請願書を提出したが、この陳情も受け入れられなかった。では、なぜ「盲学校及聾啞学校令」の第二条において、道府県への盲学校・聾啞学校の設置義務が課されたにも拘わらず、高田盲学校の県立移管が認められなかったのであろうか。その理由としては、「盲学校及聾啞学校令」の附則において、「……特別ノ事情アルトキハ……当分ノ内……私立ノ盲学校又ハ聾啞学校ヲ以テ第二条ノ盲学校又ハ聾啞学校ニ代用スルコトヲ得」という規定がなされており、いわゆる代用学校が認められ、道府県の設置義務が猶予されていた点が挙げられる。この「当分ノ内」という規定は戦後まで続き、結局、高田盲学校の県立への移管は、第二次大戦後の1949(昭和24)年3月31日まで待たねばならなかった。

4 おわりに

今回は、今後、新潟県盲教育史を研究する第一段階として、県内で最も古い歴史を有する高田盲学校について明治・大正期に焦点を当てて検討した。しかしながら、各事象の背景、昭和期以降の動き、国内の盲教育の動向との関連、新潟県内の盲教育以外の障害分野の発展との関連、等については紙幅の関係上、十分言及できなかった。今後は、不足している資料を補いつつ、これらの残された課題を解決していきたい。また、他の4つの盲学校の歴史の詳細についても並行して解明していくつもりである。

〈謝辞〉

本稿作成にあたり、貴重な資料を提供して下さい、かつ、種々の御高配を賜りました高田盲学校の教職員の皆様に厚くお礼申し上げます。

注

- 1) 文部省 特殊教育百年史 東洋館出版 昭和53年 29-30頁
- 2) 文部省 盲・聾教育八十年史 日本図書センター 昭和33年 47頁
- 3) 新潟県の盲教育の展開については、主に以下の資料を参考にした。
 - ・新潟県教育委員会 新潟県特殊教育の歩み 昭和54年
 - ・新潟県教育委員会 「新潟県教育百年史」 明治編～昭和後期編 昭和45年3月～51年3月
 - ・新潟県教育委員会 「盲聾教育80周年新潟県記念誌」 昭和33年
 - ・新潟県立長岡聾学校 「創立50周年記念誌」 昭和30年
 - ・新潟県立長岡聾学校 「創立70周年記念誌」 昭和50年
 - ・新潟県立長岡聾学校 「創立80周年記念誌」 昭和60年
 - ・新潟県立新潟盲学校 「創立70周年記念誌」 昭和52年
 - ・新潟県立新潟盲学校 「創立80周年記念誌」 昭和62年
- 4) 高田盲学校の歴史については、同校所蔵の一次資料の他、以下の資料を参考にした。
 - ・私立高田訓蒙學校規則 明治33年
 - ・私立高田訓蒙學校沿革大要(-) 明治45年
 - ・私立高田盲學校沿革大要(-) 大正4年
 - ・私立高田盲學校學則 大正13年
 - ・新潟県立高田盲学校 「創立90周年記念誌」 昭和52年
 - ・新潟県立高田盲学校 「高田盲学校人物誌」 <資料編 その一> 昭和56年
- 5) 具体的には以下の通り規定されていた。

第40条 市町村ハ幼稚園、図書館、盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校等ヲ設置スルコトヲ得

第41条 私立ノ小学校、幼稚園、図書館、盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校等ノ設立ハ其設立者ニ於テ府県知事ノ許可ヲ受ケ其廃止ハ之ヲ府県知事ニ上申スヘシ
- 6) 具体的には以下の通り規定されていた。

第2条 盲啞学校及各種学校教員ハ、小学校教員タルベキ資格ヲ有スル者又ハソノ他府県知事ノ免許ヲ得タルモノトス

第3条 市町村立幼稚園保姆、盲啞学校オヨビ各種学校長オヨビ教員ノ任用解職ハ、府県知事コレヲ行フベシ

第4条 私立幼稚園保姆、盲啞学校オヨビ各種学校長オヨビ教員ノ任用解職ハ、ソノ設立者ヨリ府県知事ニ開申スベシ
- 7) 今日用いられている点字は、東京盲啞学校の石川倉次によって考案され、明治23年に東京盲啞学校において確定採用されている。
- 8) 東京盲啞学校教員練習科は、明治36年に設けられている。
- 9) 「盲学校及聾啞学校令」では次のような規定がなされていた。

第一条 盲学校ハ盲人ニ聾啞学校ハ聾啞者ニ普通教育ヲ施シ特ニ特性ノ涵養ニカメ其ノ生活ニ須要ナル特殊ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス

第二条 北海道及府県ニ於テハ盲学校及聾啞学校ヲ設置スヘシ

第三条 前条ノ盲学校及聾啞学校ノ経費ハ北海道地方費又ハ府県ノ負担トス

第四条 市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ盲学校及聾啞学校ヲ設置スルコトヲ得

第五条 私人ハ本令ニ依リ盲学校及聾啞学校ヲ設置スルコトヲ得

- 第六条 公立又ハ私立ノ盲学校及聾啞学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第七条 盲学校及聾啞学校ニ初等部及中等部ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ初等部又ハ中等部ノミヲ置クコトヲ得
盲学校及聾啞学校ニ予科，研究科及別科ヲ置クコトヲ得
- 第八条 官立ノ盲学校及聾啞学校ノ修業年限，入学資格，学科，学科目及其ノ程度並予科，研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
公立又ハ私立ノ盲学校及聾啞学校ノ設置廃止，修業年限，入学資格，学科，学科目及其ノ程度，予科，研究科，別科，教員資格，編制並設備ニ関スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第九条 公立又ハ私立ノ盲学校及聾啞学校ノ教科書ハ学校長ニ於テ地方長官ノ認可ヲ経テ之ヲ定ム
- 第十条 公立ノ盲学校及聾啞学校ノ初等部及其ノ予科ニ在リテハ授業料入学料等ヲ徴収スルコトヲ得ス
前項ニ規定スル場合ヲ除ク外盲学校及聾啞学校ニ於テ授業料入学料等ヲ徴収セムトスルトキハ公立学校ニ在リテハ地方長官ニ於テ，私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ経テ其ノ額ヲ定ムヘシ

附則

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

北海道及府県ニ於テ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ当分ノ内道府県立以外ノ公立又ハ私立ノ盲学校又ハ聾啞学校ヲ以テ第二条ノ盲学校又ハ聾啞学校ニ代用スルコトヲ得

前項ニ規定スル代用ヲ為スコト能ハサルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ当分ノ内第二条ノ盲学校又ハ聾啞学校ノ設置ヲ延期スルコトヲ得

当分ノ内盲学校ノ学科ト聾啞学校ノ学科トヲ併置スル学校ヲ設クルコトヲ得

前項ノ学校ハ之ヲ盲学校及聾啞学校ト看做ス

History of Education for The Blind in Niigata Prefecture — Takada School for the Blind in the Meiji-Taisho Era —

Yasushi KAWAI*

ABSTRACT

The purpose of this study was to clarify the historical events of Takada School for the Blind in the Meiji-Taisho Era.

Takada School for the Blind arose from "Kunmo-Danwa-Kai" organized by Ryuseki Omori in 1886. Application of school establishment was recognized in 1891. The early teaching was carried out by means of ㄣ character and braille was gradually introduced from 1895. From the beginning, school management was very difficult because of money shortage. So the school building was obliged to move frequently. These crises were relieved by many philanthropists.

In 1923, the transference from private management to prefectural one of schools for the blind and deaf was applied nationally. The transference of Takada School was submitted to the prefectural governor in 1924 and 1925, but it wasn't recognized until 1949.

* Division of Special Education